

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年2月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100607号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100182号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月14日の標準賞与額を17万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月14日
② 平成18年7月25日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社の事業主及び同社が加入するB健康保険組合(以下「健保組合」という。)の回答により、請求者は、平成16年12月14日に同社から17万1,000円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額(17万1,000円)に基づく厚生年金保険料(1万1,913円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月14日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、健保組合は、請求者の請求期間②に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間②に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100596号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100051号

第1 結論

平成15年6月から平成18年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月から平成18年6月まで

私は、会社を退職して平成15年6月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。請求期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に対して、請求者が平成8年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号に基づいて、平成9年1月1日に基礎年金番号(*) (以下「番号1」という。)が、平成12年6月12日には新たに別の基礎年金番号(*) (以下「番号2」という。)が付番されており、平成26年3月10日に番号1に記録統合されているが、請求期間当時は、番号1及び番号2は、未統合で併存していることが確認できる。

番号1については、請求者が平成8年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、平成26年3月10日に番号2を統合するまでの間、国民年金を含む公的年金制度に加入した記録はなく、請求期間当時、請求期間は、被保険者記録がない期間(以下「未加入期間」という。)であることから、番号1に係る納付書が発行されず、国民年金保険料を納付することができない。

また、番号2については、請求期間は、国民年金を含む公的年金制度に加入した記録はなく、未加入期間であることから、請求期間当時、番号2に係る納付書が発行されず、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に対して、番号1及び番号2とは別の基礎年金番号が付番されたことは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付場所及び納付額など請求期間の納付状

況に関する記憶は不明確である旨陳述している。

なお、平成9年1月から実施された基礎年金番号を活用した記録管理により国民年金の未適用者の適用を効率的に推進する目的で、平成10年3月2日庁文発第497号都道府県民生主管部（局）国民年金主管課（部）長あて社会保険庁運営部年金指導課長通知（以下「平成10年通知」という。）により、平成10年4月から、平成9年1月以後において、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者の資格取得、種別変更又は種別確認の届出を行う事由が発生しているにもかかわらず、当該事由の発生から一定期間を経過しても届出が未届となっている者に対し、届出勧奨のお知らせを実施することとされていることから、請求者に対しては、平成15年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを契機として、平成15年8月頃及び同年12月頃に第1号・第3号被保険者資格取得勧奨が行われたことが推認できるが、オンライン記録によると、請求者は、当該勧奨によっても国民年金の加入手続を行った形跡は見られない。

また、日本年金機構は、請求者に対し基礎年金番号が二重付番されていることについて、平成9年1月から基礎年金番号制度が開始され、それまで制度ごとに付番されていた年金手帳の記号番号が公的年金制度に共通して一人一番号とされたところであり、新規に公的年金制度に加入することにより、基礎年金番号の付番を行う際、本人基本項目（氏名、生年月日、性別及び住所）を確認することにより基礎年金番号の二重付番を防止していたが、請求者については、番号1に住所が収録されていなかったことから別人と判断され、番号2が付番されたと考えられる旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101042 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2100052 号

第 1 結論

昭和 63 年 * 月から平成元年 3 月までの請求期間及び同年 4 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 * 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 4 月から平成 3 年 3 月まで

国の記録では、請求期間①については、国民年金の保険料未納期間とされ、また、請求期間②については、未加入期間とされているが、私の両親が、当時、学生であった私の代わりに、私の国民年金に加入する手続きを行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を遡って納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 63 年 * 月頃に A 市役所から受け取ったとして、年金手帳 1 冊を提出しているが、当該年金手帳には、平成の元号表記が確認できる上、住所欄には、請求者が平成 2 年 3 月 4 日から平成 20 年 2 月 6 日まで住民登録していた住所 (B 市 C 町 * 丁目) が記載されていることが確認できることから、当該年金手帳は請求者が主張する昭和 63 年 * 月頃に交付されたものとは認められない。

また、請求期間①及び②当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号 (以下「国民年金番号」という。) が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者となった昭和 63 年 * 月 * 日の被保険者資格の取得処理年月日が平成 4 年 10 月 20 日であることが確認できることから、請求者の国民年金番号「*」(現在は基礎年金番号) は、同年 10 月頃に払い出されたことが推認でき、請求者はこの頃に国民年金に加入する手続きを行ったと考えられるところ、当該加入手続き時点においては、請求期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録により、請求者は、請求期間②直前の平成元年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、請求期間②直後の平成 3 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を再

取得していることが確認でき、平成元年4月1日から平成3年4月1日までの間、請求者において公的年金制度に加入した記録はなく、当該期間は、被保険者記録がない期間であるところ、請求者は、請求期間①及び②を含む昭和63年4月から平成5年3月までの期間は、大学生（昭和63年4月に短大に入学した後、平成2年4月に大学に編入し、平成5年3月に大学を卒業）であった旨回答している。

一方、大学生が国民年金の強制加入対象となった平成3年4月1日より前は、本人の申出により国民年金の任意加入被保険者となることはできたものの、任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされており、遡って国民年金の被保険者となることはできない。

したがって、請求期間②については、制度上、上述の平成4年10月頃の加入手続時点においては、国民年金の被保険者となることはできず、国民年金保険料を遡って納付することはできない。

また、請求者の母親は、私と夫のどちらが行ったのかは憶えていないが、請求者の国民年金の加入手続をA市役所で行った上で、請求期間の国民年金保険料をまとめて1回、D郵便局かE郵便局またはF銀行G支店で納付した旨陳述しているが、A市役所、D郵便局、E郵便局及びF銀行G支店のいずれもが、保存期限経過により国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はないとしている上、母親は、国民年金保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が明確ではなく、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上述の国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。